

ベビーファンド信託約款

実績配当型合同運用指定金銭信託

愛称：利回りの賢人

(信託期間 1 年／信託期間 3 年／信託期間 5 年)

信託約款

この信託約款は、委託者に別途交付する書面ならびに本書面における受託者が契約している指定紛争解決機関および主なりスクの記載箇所と併せて、受託者（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」とします。）第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 2 6 条（信託契約締結時の書面交付）にもとづき交付する書面となります。

第 1 条（信託目的・受益者等）

- (1) 個人である委託者は、受益者のために安定的な収入の確保により利殖する目的で金銭（以下この信託約款に従い信託された金銭を「信託金」とします。）を信託し、当社は受託者としてこれを引受けます。
- (2) 前項の信託金の額は、委託者に対し別途交付（電磁的方法により提供することを含みます。）する書面に記載の金額とします。
- (3) この信託の受益者は委託者として、委託者は、受益者を指定または変更することはできません。
- (4) この信託の委託者は、日本国内に居住し、株式会社イオン銀行に普通預金口座を保有する個人に限られます。委託者が日本国外に移住した場合、受託者は、受益者に通知することにより、本信託の全部の解約ができるものとします。
- (5) 以下の条項において、この信託約款にもとづく信託を「本信託」、本信託の元本を「信託元本」（当初の「信託元本」の額は、委託者に別途交付（電磁的方法により提供することを含みます。）する書面に記載の金額とします。）といいます。

第 2 条（信託金の受入れ・信託契約日）

- (1) 本信託は、受託者が所定の手続に従い信託金の受け入れを完了した日をこの信託約款にもとづく信託契約（以下「信託契約」とします。）を締結する日（以下「信託契約日」とします。）とします。
- (2) 委託者は、本信託に金銭その他の財産を追加信託することはできません。
- (3) 本信託には、小切手その他の証券類を受入れることはできません。

第 3 条（信託の募集）

本信託の募集は、申込期間を定め、募集要項に従って行われるものとします。募集要項には、本信託の申込期間および申込単位等の本信託の募集に関する事項が記載されるものとします。

第 4 条（信託期間）

- (1) 本信託の期間（以下「信託期間」とし、当初の信託期間を以下「当初信託期間」とします。）は、1 年間、3 年間または 5 年間とし（以下信託期間の年数を「信託期間年数」とします。）、信託契約日に始まり、募集要項に記載の委託者が申込時に選択した信託期間に対応する満期日をもって終わります。但し、信託期間の延長及び満期日の変更がなされている場合には、かかる延長及び変更後の信託期間及び満期日に従います。
- (2) （削除）
- (3) （削除）
- (4) 本信託は申込ごとかつ信託期間ごとに設定されるものとし、ある委託者が申込時に複数の信託期間を選択した場合には、信託期間ごとに異なる本信託が設定され、信託期間ごとに異なる信託契約が締結されるものとします。また、ある委託者がある信託期間について複数の申込を行った場合、当該申込ごとに異なる本信託が設定され、申込ごとに異なる信託契約が締結されるものとします。
- (5) 前各項の規定にかかわらず、満期日において支払停止事由が生じている場合、受託者はその裁量により当初信託期間と同じ期間だけ信託期間を延長し、満期日を当初信託期間と同じ期間経過後の応当日に変更することができ、その後も同様とします。その場合、かかる変更前の満期日を「継続日」とし、かかる延長後の信託期間を新たな「信託期間」とし、かかる変更後の満期日を新たな「満期日」とします。

第 5 条（合同運用）

- (1) 受託者は、信託金を、この信託約款にもとづいて設定される信託期間年数を同じくする他の信託の信託金と合同して運用します。
- (2) 前項にもとづき合同して運用した信託財産（以下「合同運用財産」とします。）について生じた損益は、第 1 4 条、第 1 9 条および第 2 1 条に定める方法により信託期間年数を同じくするそれぞれの信託金の各受益者に帰属します。
- (3) 複数の本信託について統一的な処理その他の手続を行う場合（合同運用財産の運用および信託の計算を含みますがそれに限られません。）には、信託期間年数を同じくする本信託ごとにかかる処理その他の手続を行うものとします。

第 6 条（運用の方法）

- (1) 受託者は、合同運用財産を、安全性に配慮しながら、主として、当社を受託者として設定される実績配当型合同運用指定金銭信託（マザーファンド）（以下「マザーファンド」とします。）の受益権（以下「運用対象受益権」とします。）およびマザーファンドに対する貸付債権（以下「運用対象貸付債権」とし、運用対象受益権と合わせ、以下「運用対象資産」と総称します。）で運用します。受託者は、合同運用財産の額の 50%相当額を超える金額を運用対象貸付債権で運用するものとします。
- (2) 受託者は、支払準備の必要がある場合、合同運用財産に生じた余裕金を運用する場合、その他必要と認めた場合には、合同運用財産を決済用預金（無利息普通預金）にて管理することができます。ただし、受託者は、合同運用財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（以下「兼営法施行規則」とします。）第 2 3 条第 3 項第 2 号二に定める場合に該当するときは、合同運用財産を受託者の銀行勘定に対する貸付で運用することができます。なお、受託者の銀行勘定に対する貸付で運用した場合の運用利率は、受託者の店頭に表示（掲示、備置等による方法を含み

ます。以下同じ。)する普通預金利率とします。

- (3) 受託者は、合同運用財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、受託者の銀行勘定(第三者との間において合同運用財産のためにする取引であって、受託者が当該第三者の代理人となって行う取引を行う場合を含みます。)、受託者の利害関係人、第8条に定める委託先または他の信託財産との間で、本条第1項および第2項に掲げる財産の運用取引のほか、有価証券の売買取引等合同運用財産の運用に必要な取引(第21条第1項その他この信託約款に従って行う有価証券等の売買取引を含みます。)を行うことができます。
- (4) 前項に定める利害関係人とは、兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に定める利害関係人をいい、同法第22条第2項により読み替えられる場合を含みます(以下同じ。)

第7条(信託の登記・登録の留保等)

- (1) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (2) 前項ただし書きに関わらず、受益者保護のために受託者が必要と認めるときは、受託者は速やかに登記または登録をするものとします。
- (3) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第8条(信託業務の委託)

- (1) 受託者は、本信託にかかる信託業務の一部について、第三者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することがあります。
- (2) 受託者は、前項に定める委託をするときは、次に掲げる基準のすべてに適合する者を委託先として選定します。
- ①委託先の信用力等に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと。
 - ②委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
 - ③委託先において、委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- (3) 受託者は、第1項に定める受託者の利害関係人に対する業務の委託を行う場合には、兼営法施行規則第23条第3項の定めにより行うことができます。
- (4) 前三項にかかわらず、受託者は以下の業務を、受託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含み、この場合、兼営法施行規則第23条第3項の定めによります。)に委託することができるものとします。
- ①信託財産の保存にかかる業務
 - ②信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - ③受託者(受託者から指図の権限の委託を受けた者を含みます。)のみの指図により委託先が行う業務
 - ④受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第9条(競合行為)

- (1) 受託者は、その受託者としての権限にもとづいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為(以下「競合行為」とします。)について、受託者の銀行勘定または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- (2) 受託者は前項の行為について受益者に通知する義務を負わないものとします。
- (3) 第1項の定めにかかわらず、受託者は同項の競合行為が法令に違反する場合には、これを行わないものとします。

第10条(元本補てん・利益補足)

受託者は、運用対象資産の市場価格の変動、運用先の信用状況悪化等により、信託元本に万一欠損が生じた場合の元本の補てんおよび利益の補足は行いません。

第11条(予定配当率)

- (1) 本信託の予定配当率は、募集要項に記載の委託者が申込時に選択した信託期間に対応する予定配当率(但し、信託期間の延長及び満期日の変更がなされている場合、継続日に決定した予定配当率が、継続日以降、変更後の満期日前日まで適用されるものとします。)とし(以下「適用予定配当率」とします。)、本信託の信託期間中を通じて適用します。
- (2) 各受益者に分配する配当金の額は第14条、第19条または第21条に定める方法により計算します。適用予定配当率は、それによる配当金の支払を受託者が保証するものではありません。

第12条(租税・事務費用)

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用を、合同運用財産の中から支払います。

第13条(決算日および最終決算日)

本信託は、募集要項に定める決算日を決算日とし、満期日を最終決算日とします。受託者は、決算日および最終決算日において、次条に定める方法により信託の計算を行い、清算日(第21条第1項第4号に定義します。以下同じ。)において、第21条に定める方法により信託の計算を行います。

第14条(信託の計算および配当金の分配)

- (1) 前回決算日の翌日(ただし、初回の決算日の場合は信託契約日とします。以下本条において同じ。)から当該決算日(最終決算日を含みます。以下同じ。)までの期間(以下「計算期間」とします。)に、合同運用財産に関して受領した配当金、利子、手数料およびこれらに類する収益ならびに合同運用財産にかかる売却益(償還益および清算益を含みます。)その他の収益の各金額の合計額から、当該計算期間に合同運用財産から支払った第12条に定める租税・事務費用およびこれらに類する費用ならびに合同運用財産にかかる売却損(償還損および清算損を含みます。)、およびその他の費用や損失の各金額の合計額を控除した合同運用財産の収益の残額は、決算日に次の順序により処理します。
- ①前期から繰り越された損失(以下「繰越損失」とします。)および合同運用財産につき生じた損失があるときは、その損失に充当します。
 - ②前号の処理をした後の収益の残額(以下本条において「分配可能額」とします。)から合同運用財産に属する信託の各受益者に対する配当金(第19条に従い支払うべき配当金を含みます。)として分配します。

③第1号の処理の結果、信託の損失（以下「信託損失」とします。）が発生したときは、次期に繰り越すものとします。ただし、最終決算日においては、信託損失は最終決算日における各受益者の未償還元本の残高で按分した額で各受益者に帰属するものとします。

- (2) 第1項第2号の各受益者に対して分配される配当金の計算に当たっては、まず合同運用財産についての分配可能額を確定し、その分配可能額から、各受益者の予定配当額（前回決算日から当該決算日の前日までの期間の日数（ただし、各受益者に関する初回の決算日の場合は当該受益者に関する信託契約日から当該決算日の前日までの日数とし、各受益者に関する継続日後の初回の決算日の場合は当該継続日から当該決算日の前日までの日数とします。）、適用予定配当率および当該決算日の前日における信託元本の残高にもとづき受託者所定の方法により計算される額。以下同じ。）を支払います。ただし、分配可能額が各受益者の予定配当額の合計額に不足する場合は、分配可能額を各受益者の予定配当額で按分比例して分配します（各受益者への分配額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てます。）。
- (3) 受託者は、前各項にもとづき各受益者に対する配当金の額を計算し、当該決算日以降に、あらかじめ受益者の指定した方法により、金銭で交付します。
- (4) 受託者は、前各項の処理をした後の合同運用財産に属する金銭の残額（ただし、前各項の処理をした後の合同運用財産についての分配可能額の残額を上限とします。）を、当該決算日以降に、信託報酬として収受します。ただし、最終決算日に関しては、受託者は、前各項および第19条第1項の処理をした後の合同運用財産（最終決算日の到来した本信託にかかる合同運用財産に限ります。）に属する金銭の残額を、最終決算日以降に、信託報酬として収受します。

第15条（信託報酬）

本信託の信託報酬は、第14条第4項および第21条第4項（第19条第9項にて準用する場合を含みます。）に従ってのみ収受されるものとします。

第16条（信託の終了事由）

- (1) 本信託は、次の各号に掲げる事由により終了します。なお、第2号により本信託が終了する場合、受託者は、受託者所定の手続（第29条第1項に定める受益者の死亡にかかるお申出の受付を含みます。）が完了するまでの間、本信託が終了していないものとして取り扱うことができるものとします。
- ①第4条に定める信託期間の満了
 - ②受益者の死亡
 - ③第18条第1項ただし書きに定める受益者からの申し出による全部解約
 - ④第25条第3項に定める解約
 - ⑤第21条第1項に定める受託者による強制終了
 - ⑥第17条に従った解約
 - ⑦第1条第4項に定める解約
- (2) 本信託が終了したときは、受託者は最終計算書を作成し、受益者に承認を求めるものとします。この場合は最終決算日前に既に受益者あてに報告した各計算期間についての報告を省略できるものとします。なお、受託者が受益者に対し承認を求めた日から1ヶ月以内に受益者が異議を述べなかったときは、当該計算を承認したものとみなします。

第16条の2（マネー・ローンダリング等にかかる取引の制限）

- (1) 受託者は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者または受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、追加信託および本信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、受託者がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、追加信託および本信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前二項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと受託者が認める場合、受託者は当該取引の制限を解除します。

第17条（反社会的勢力、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除）

受託者は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、本信託の全部の解約ができるものとします。

- ①委託者が申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②委託者、受益者、委託者または受益者の代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます。以下同じ。）、同意者、信託監督人、信託管理人、その他本信託の関係者が、次のいずれかに該当すると認められる場合
- A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D 暴力団準構成員
 - E 暴力団関係企業
 - F 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G その他上記AないしFに準ずる者
 - H 上記AないしGに該当する者（以下「暴力団員等」とします。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - I 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - J 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - K 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - L 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ③委託者、受益者、委託者または受益者の代理人、同意者、信託監督人、信託管理人、その他本信託の関係者が、自らまたは第三

者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いて受託者の信用を毀損し、または受託者の業務を妨害する行為
- E その他上記 A ないし D に準ずる行為

④本信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

第18条（解約）

- (1) この信託約款に定めのある場合のほかは、本信託は、満期日より前に解約できません。ただし、やむを得ない事情で、受益者から本信託の全部の解約の申し出があり、受託者がこれを認めたときは本信託の全部の解約に応ずることがあります。
- (2) 本信託は、一部のみを解約することはできません。
- (3) 受益者が第1項ただし書きにもとづき本信託の全部の解約を申し出た場合、受託者が所定の手続に従いかかる申し出の受付を完了した日を「解約申込日」といい、受託者が第1項ただし書きにもとづきかかる解約を承認する場合には、受託者がかかる解約を行う日として受託者が指定する日に本信託の全部が解約されるものとし、かかる日を「解約日」といいます。
- (4) 受託者は、①受益者による解約の申し出に受託者が応じたことによる本信託の解約および②前条にもとづく受託者による本信託の解約にあたっては、本信託の全部を解約する日（以下「解約日」とします。）において解約される信託元本の額（以下「解約元本金額」とします。）、および解約日まで当該受益者に対して支払済みの配当金（疑義を避けるために付言すると、解約日において支払が予定される配当金を含みます。）の合計額（以下「解約調整金」とします。）について、第19条第2項に従い処理します。

第19条（信託財産の交付）

- (1) 第16条第1項第1号および第2号により本信託が終了した場合、前回決算日（ただし、本信託の初回の決算日までに本信託が終了した場合は信託契約日とし、本信託の継続日後の初回の決算日までに本信託が終了した場合は継続日とします。以下本条において同じ。）から満期日（第16条第1項第2号により本信託が終了した場合は、当該終了日とします。以下本項において同じ。）前日までの日数、適用予定配当率および満期日前日における信託元本の額にもとづき受託者所定の方法により満期日に支払うべき予定配当金の額を計算し、信託元本とともに、合同運用財産に属する金銭の中から、満期日以降に、あらかじめ受益者が指定する口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付します。
- (2) 第16条第1項第3号により本信託が終了した場合、前回決算日から解約日前日までの日数、適用予定配当率および解約日前日における信託元本の額にもとづき受託者所定の方法により計算した予定配当金の額と信託元本の合計額から、前条第4項に定める解約調整金を差し引いた後の残額を、解約日以降に、あらかじめ受益者が指定する口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付します。
- (3) 受託者は、第16条第1項第4号、第6号および第7号により本信託を終了するときは、合同運用財産に属する資産の一部を換金処分する義務を負いません。受託者は、運用対象資産の元本償還または元本返済がなされるまで合同運用財産である運用対象資産を処分する義務を負いません。
- (4) 第16条第1項第4号および第7号により本信託が終了した場合、前回決算日から解約の申込みに応じて受託者の定める解約の計算を行う日（以下「解約計算日」とします。）の前日までの日数、適用予定配当率および解約計算日前日における信託元本の額にもとづき受託者所定の方法により解約計算日に支払うべき予定配当金の額を計算し、信託元本とともに、合同運用財産に属する金銭の中から、解約計算日以降に、あらかじめ受益者の指定する口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付します。
- (5) 第16条第1項第6号により本信託が終了した場合、前回決算日から解約を実施する日（以下「解約実施日」とします。）の前日までの日数、適用予定配当率および解約実施日前日における信託元本の額にもとづき受託者所定の方法により計算した予定配当金の額と信託元本の合計額から、前条第4項の「解約日」を「解約実施日」と、「解約申込日」を「受託者所定の日」と、それぞれ読み替えた上で、前条第4項の規定を準用して計算する解約調整金を差し引いた後の残額を、解約実施日以降に、あらかじめ受益者の指定する口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付します。
- (6) （削除）
- (7) 前各項において受益者に支払われる信託元本および配当金については、満期日、解約日、解約計算日、解約実施日または継続日以降、付利は行いません。
- (8) 本条にもとづく信託財産の交付が第14条第1項第2号にもとづく配当金の分配と同日付で行われる場合、当該信託財産の交付と第14条第1項第2号にもとづく配当金の分配は同順位とします。
- (9) この信託約款において同順位で支払うべき金銭が複数存在するときは、支払うべき金額に応じて按分して支払い、1円未満の端数は切り捨てるものとします。
- (10) 前各項の規定にかかわらず、第16条第1項各号（第5号を除きます。）により合同運用財産に関するすべての本信託が終了した場合、第21条第1項第1号第三文の「また、信託終了日から」を、「第16条第1項各号（第5号を除きます。）により合同運用財産に関するすべての本信託が終了した日から」と、第21条第1項第3号の「強制終了を決定したときは」を、「第16条第1項各号（第5号を除きます。）により合同運用財産に関するすべての本信託が終了したときは」と、それぞれ読み替えた上で、第21条（第1項柱書ならびに同項第1号第一文および第二文を除きます。）の規定を準用するものとします。

第20条（支払停止）

前条にかかわらず、次の各号に掲げる事由（以下「支払停止事由」とします。）が生じた場合、受託者は、支払停止事由が発生した翌日以降、第14条および前条に定める合同運用財産の交付（第18条第4項に従い前条第2項にもとづき行われる合同運用財産の交付を含みます。）を行いません（以下「支払停止」とします。）。なお、支払停止事由が解消し、受託者が次条に定める強制終了を行う必要がないと認めたときは、支払停止を解除することがあります。

- ①決算日において、第14条第1項第3号に定める信託損失が発生したとき
- ②計算期間において信託損失が発生することが明らかであると受託者が認めたとき
- ③決算日において、予定配当額の交付に支障をきたし、または支障をきたすことが明らかであり、爾後においても、予定配当額の交付に支障

をきたす状況が継続すると受託者が認めたとき

④第19条各項の信託財産の交付に支障をきたしたとき、または支障をきたすことが明らかであると受託者が認めたとき

⑤マザーファンドの支払停止事由が発生したときまたはマザーファンドが終了したとき

⑥受託者について支払の停止または破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続の開始の申立てがあったとき

第21条（強制終了等）

（1）受託者は、前条に定める支払停止を行った場合において、必要があると認めたときは、次の各号の定めに従い、合同運用財産に関するすべての本信託を解約します（以下「強制終了」とします。）。

①受託者は強制終了を決定したときは、速やかにその旨を知れたるすべての受益者に書面その他の方法を持って通知します。なお、受託者は、かかる通知書に信託終了日を明記するものとし、当該信託終了日をもって本信託は終了するものとします。また、信託終了日から清算日（同日を含みません。）までの間、受託者は第14条にもとづく信託の計算を行いません。

②各受益者へ支払うべき金額は、各受益者の未償還信託元本および清算日までに発生した予定配当額の合計額とします（ただし、第2項および第3項の規定に従うものとします。）。なお、本条において、各受益者の予定配当額は、第14条にもとづく信託の計算を行った直近の決算日（ただし、各受益者に関する信託契約日後に第14条にもとづく信託の計算が行われていない場合は当該信託契約日とし、各受益者に関する継続日後に第14条にもとづく信託の計算が行われていない場合は当該継続日とします。）から清算日前日までの日数、適用予定配当率および清算日前日における信託元本の額にもとづき受託者所定の方法により計算される額とします。

③受託者は、強制終了を決定したときは、合同運用財産に属する資産を換金処分する義務を負いません。受託者は、運用対象資産の元本償還または元本返済がなされるまで合同運用財産である運用対象資産を処分しないことができます。ただし、合同運用財産に属する資産を換金処分するに際し、取引所の相場のない資産の売却にあたっては、受託者は複数の購入希望者により価額の提示を受け、そのうち最も高い価額で処分する方法等、一般に相当と認められる方法、価額をもって処分することができるものとします。

④受託者は、マザーファンドによるマザーファンドの合同運用財産に属するすべての資産の換金処分が完了した日の直後に到来する15日、または前号に従って換金処分を行いその代金を受領した日の翌月の15日（いずれも営業日でない場合は翌営業日とします。以下「清算日」とします。）に、次項以降の定めに従って信託の清算にかかる計算を行い、すべての受益者に対し、信託元本および配当金を、受益者が指定した方法により合同運用財産に属する金銭をもって交付します。

（2）清算日においては、第14条にもとづく信託の計算を行った直近の決算日の翌日（ただし、信託契約日の後に第14条にもとづく信託の計算が行われていない場合は信託契約日とします。）から清算日までの期間（以下「臨時計算期間」とします。）に、合同運用財産に関して受領した配当金、利子、手数料およびこれらに類する収益ならびに合同運用財産にかかる売却益（償還益および清算益を含みます。）その他の収益の各金額の合計額から、臨時計算期間に合同運用財産から支払った第12条に定める租税・事務費用およびこれらに類する費用ならびに合同運用財産にかかる売却損（償還損および清算損を含みます。）、第19条に従い支払った配当金およびその他の費用や損失の各金額の合計額を控除した合同運用財産の利益の残額を、次の順序により清算日に処理します。

①繰越損失および信託金の運用により合同運用財産につき生じた損失があるときは、それらの損失に充当します。

②前号の処理を行った後の残額（以下本条において「分配可能額」とします。）から、清算日までに発生した各受益者の予定配当額を支払います。ただし、分配可能額が各受益者の予定配当額の合計額に不足する場合は、分配可能額を各受益者の予定配当額で按分比例して分配します（各受益者への分配額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てます。）。

③第1号の処理を行なった後の残額が負の値となったときは、信託の損失は清算日における各受益者の未償還信託元本の残高で按分した額で各受益者に帰属するものとします。

（3）清算日において、受託者は、前項各号の処理をした後の合同運用財産に属するすべての金銭から、各受益者の未償還信託元本の償還を行います。なお、各受益者の未償還信託元本の償還に不足が生じる場合は、各受益者の未償還信託元本の残高で按分比例して支払います（各受益者への支払額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てます。）。

（4）受託者は、前各項の処理をした後の合同運用財産に属する金銭の残額を、清算日において、信託報酬として収受します。

（5）本条の定めに従い、合同運用財産に属するすべての資産を受益者に交付したときに、信託の清算が終了します。

第22条（受益者への報告事項）

（1）受託者は、次の各号に掲げる書面について、それぞれ受益者に交付（受益者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することを含みます。以下同じ。）するものとします。

①兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第27条第1項に定める信託財産状況報告書

②兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第29条第3項に従い信託財産と受託者の銀行勘定、受託者の利害関係人、第8条第1項に定める委託先または他の信託財産との取引の状況を記載した書面および信託法第31条第1項各号に定める行為についての重要な事実を記載した書面

（2）受託者は、前項第1号の書面交付により、信託法第37条第3項の報告に代えるものとします。

（3）受託者は、第1項第2号の書面交付により、信託法第31条第3項の通知に代えるものとします。

（4）受益者は、信託財産状況報告書の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（5）受託者は、この信託約款に定めのあるもののほかは、受益者への通知を行わないものとします。ただし、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令に違反するものについてはこの限りではありません。

（6）受託者は、一の受益者から同一の信託約款に従って合同運用される他の信託の受益者の氏名または名称、および住所ならびに他の信託の受益者が有する受益権の内容を開示するよう請求を受けた場合であっても、当該事項の開示は要しないものとします。

第23条（善管注意義務）

（1）受託者は、本信託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行する限り、原因の如何にかかわらず、信託財産について生じた一切の損害について責任を負いません。

（2）受託者がこの信託約款や法令にもとづく任務を怠った場合において、信託財産に損失が生じたことにかかる措置については、信託財産に対し金銭によるてん補の方法により行うものとします。

- (3) 前項の場合において、信託財産に変更が生じたことにかかる措置について、原状回復が適当であると受託者が判断する場合は、この信託約款の信託目的に則し受託者が合理的と考える原状回復の方法により行うものとします。ただし、原状回復が適当でないと受託者が認める場合は、この限りではありません。

第24条（権利の消滅）

第14条、第19条および第21条に定める信託財産の交付が、受託者の責に帰さない事由によって出来ない場合で、受益者が本信託の終了した日の後10年間受託者に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、当該信託財産は受託者に帰属します。

第25条（信託約款の変更）

- (1) 受託者は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得てまたは委託者および受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できます。
- (2) 受託者は、金融庁長官の認可を得てこの信託約款を変更しようとするときは、変更の内容および変更について異議のある委託者または受益者は一定期間内（1ヶ月以上とします。）にその異議を述べるべき旨を公告します。
- (3) 受託者は、前項の期間内に委託者または受益者が異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合には、第18条の規定にかかわらず、本信託の全部の解約手続を行うことができます（受益者が受託者に対し受益権の買取請求を行った場合にも、かかる解約手続をもってこれに替えるものとします。）。
- (4) この信託約款は、前各項に掲げる以外の方法による変更はできません。

第26条（受託者の公告の方法）

受託者がこの信託約款の変更等の公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。

第27条（受託者の変更等）

- (1) 受益者は、信託法第58条第4項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- (2) 委託者は、この信託約款に定めるものを除き、この信託に関して何ら権利を有しないものとします。
- (3) この信託約款に定めのある委託者の地位および権利は、委託者に専属します。

第28条（譲渡・質入・分割の禁止）

- (1) 本信託の受益権は、譲渡または質入することはできません。
- (2) 本信託の受益権は、分割することができません。

第29条（届出事項の変更）

- (1) 次の各号に掲げる事由が発生した場合には、委託者もしくは受益者またはその相続人は直ちに受託者にお申出の上、受託者所定の手続をおとりください。この手続の前に生じた損害については、受託者は責任を負いません。
- ①委託者、受益者、委託者または受益者の代理人、同意者、信託監督人、信託管理人、その他本信託関係者の死亡またはその行為能力の変動その他の異動
- (2) 前項の場合、信託元本または配当金の支払いは、受託者が所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第30条（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって受託者に届出（当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することを含みます。）てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって受託者に届出（当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することを含みます。）てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前二項と同様に届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に生じた損害については、受託者は責任を負いません。

第31条（通知のみなし到達）

- (1) 届出のあった氏名、住所にあてて受託者が通知または送付書類を発送（電磁的方法により提供することを含みます。）した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (2) 前項の規定は、受託者が委託者または受益者の住所（メールアドレス等を含む。）を知ることができず、通知または送付書類を発送（電磁的方法により提供することを含みます。）できない場合にも適用します。

第32条（法令の適用）

- (1) この信託約款に定めのない事項については、信託法その他の法令の規定に従うものとします。
- (2) 法令改正により、この信託約款に定める引用条文の項番等の変更が生じたときは、相当する改正後の法条が適用されるものとします。

以上

マザーファンド信託約款

実績配当型合同運用指定金銭信託 (マザーファンド) 信託約款

第1条 (信託目的・受益者等)

- (1) 実績配当型合同運用指定金銭信託 (愛称：利回りの賢人) (信託期間 1 年／信託期間 3 年／信託期間 5 年) (以下「ベビーファンド」とします。) またはその他の合同運用指定金銭信託 (実績配当型合同運用指定金銭信託 (愛称：利回りの賢人) (信託期間 1 年／信託期間 3 年／信託期間 5 年) を含みますがそれに限られません。以下「その他ベビーファンド」とします。) の受託者としての三菱UFJ信託銀行株式会社 (以下「委託者」とします。) は、合同で運用される信託財産に属する金銭を受益者のために利殖する目的で、金銭 (以下この信託約款に従い信託された金銭を「信託金」とします。) を信託し、当社は受託者としてこれを引受けます。
- (2) 前項の信託金の額は、委託者に対し別途交付する書面に記載の金額または委託者と受託者が別途合意する金額とします。
- (3) この信託の受益者は委託者としてします。委託者は、受益者を指定または変更することはできません。
- (4) 以下の条項において、この信託約款にもとづく信託を「本信託」、本信託の元本を「信託元本」(当初の「信託元本」の額は、委託者に別途交付する書面に記載の金額または委託者と受託者が別途合意する金額とし、第2条第2項に従い追加信託がされた場合には、追加信託された金額を加算するものとします。) といいます。
- (5) 以下の条項において、ベビーファンドの受託者としての三菱UFJ信託銀行株式会社 (以下「委託者 (ベビーファンド)」) とします。) を委託者として設定される本信託の受益権を「受益権 (ベビーファンド)」、その他ベビーファンドの受託者としての三菱UFJ信託銀行株式会社 (以下「委託者 (その他ベビーファンド)」) とします。) を委託者として設定される本信託の受益権を「受益権 (その他ベビーファンド)」とします。

第2条 (信託金の受入れ・信託契約日)

- (1) 本信託は、受託者が信託金を受け入れた日をこの信託約款にもとづく信託契約 (以下「信託契約」とします。) を締結する日 (以下「信託契約日」とします。) とします。
- (2) 委託者は、本信託に金銭を追加信託することができるものとします。ただし、金銭以外の財産を追加信託することはできません。
- (3) 本信託には、小切手その他の証券類を受入れることはできません。

第2条の2 (金銭の借入れ)

- (1) 受託者は、運用対象資産の取得資金の一部に充当する目的ならびに各委託者に対する信託元本または配当金の支払いおよび既存の借入金の弁済に充当する目的で、信託契約日付で、別途合意する様式による金銭消費貸借契約 (以下個別にまたは総称して「本貸付契約」とします。) を各委託者 (以下本貸付契約における貸付人としての委託者を「貸付人」とします。) との間で締結し、各本貸付契約にもとづき金銭を借り入れるものとします (以下本貸付契約にもとづき受託者が借り入れた金銭を「借入金」、本貸付契約にもとづく貸付債権を「本貸付債権」とします。)
- (2) 受託者は、前項に定める場合および第6条第6項に定める場合を除き、本信託の負担で金銭を借り入れることはできません。
- (3) 本貸付債権については、担保または保証は提供されません。

第3条 (信託の引受けの勧誘)

- (1) 本信託の引受けの勧誘は、受託者が行います。
- (2) 前項に定める本信託の引受けの勧誘は、募集要項に従って行われるものとします。募集要項には、本信託の申込期間および申込単位等の本信託の引受けに関する事項が記載されるものとします。
- (3) 受託者は、500名以上の者が本信託の受益権を所有することとなる信託の引受けの勧誘を行わないものとします。なお、新たな勧誘が従前の勧誘と異なるものと認められる場合には、本信託の受益権を所有することとなる者の数は、それぞれの勧誘ごとに判断するものとします。

第4条 (信託期間)

- (1) 本信託の期間 (以下「信託期間」とし、当初の信託期間を以下「当初信託期間」とします。) は、信託契約日に始まり、募集要項に記載の満期日 (但し、信託期間の延長及び満期日の変更がなされている場合には、かかる変更前の満期日を「継続日」とし、かかる延長及び変更後の満期日を「満期日」とします。) または委託者と受託者が別途合意する満期日をもって終わります。
- (2) (削除)
- (3) (削除)
- (4) 第1項の規定にかかわらず、満期日において支払停止事由が生じている場合、受託者はその裁量により当初信託期間と同じ期間だけ信託期間を延長し、満期日を当初信託期間と同じ期間経過後の応当日に変更することができ、その後も同様とします。その場合、かかる変更前の満期日を「継続日」とし、かかる延長後の信託期間を新たな「信託期間」とし、かかる変更後の満期日を新たな「満期日」とします。

第5条 (合同運用)

- (1) 受託者は、信託金を、この信託約款にもとづいて設定される他の信託の信託金および本貸付契約にもとづく借入金と合同して運用します。
- (2) 前項にもとづき合同して運用した信託財産 (以下「合同運用財産」とします。) について生じた損益は、第15条、第20条および第22条に定める方法によりそれぞれの信託金の各受益者および各貸付人に帰属します。

第6条 (運用の方法)

- (1) 受託者は、合同運用財産を、主として、次項に定義される適格格付を取得した次の各号に掲げる資産 (以下「運用対象資産」とします。) で運用します。
 - ① 信託受益権および信託受益証券
 - ② 貸付債権 (信託勘定または特別目的会社等向け貸付債権を含みます。また、受託者が貸付けを行う場合を含みます。)
 - ③ 国債、地方債、社債、特別の法律により法人の発行する債券および非居住者円貨建債券

⑤前各号に類似する性質を有する資産

- なお、受託者は、合同運用財産について流動性を補完する必要があると認めるときにおいても、積極的に、流動性補完を行う金融機関を探す義務を負いません。また、受託者の銀行勘定は、合同運用財産について、流動性を補完する必要があると認められるときにおいても、貸し付けを行う義務を負いません。

- (1) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (2) 前項ただし書きに関わらず、受益者保護のために受託者が必要と認めるときは、受託者は速やかに登記または登録をするものとします。
- (3) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- (1) 受託者は、本信託にかかる信託業務の一部について、第三者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することがあります。
- (2) 受託者は、前項に定める委託をするときは、次に掲げる基準のすべてに適合する者を委託先として選定します。
 - ① 委託先の信用力等に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと。
 - ② 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
 - ③ 委託先において、委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- (3) 受託者は、第1項に定める受託者の利害関係人に対する業務の委託を行う場合には、兼営法施行規則第23条第3項の定めにより行うことができます。
- (4) 前三項にかかわらず、受託者は以下の業務を、受託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含み、この場合、兼営法施行規則第23条第3項の定めによります。）に委託することができるものとします。
 - ① 信託財産の保存にかかる業務
 - ② 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

③受託者（受託者から指図の権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により委託先が行う業務

④受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第9条（競合行為）

- （1）受託者は、その受託者としての権限にもとづいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為（以下「競合行為」とします。）について、受託者の銀行勘定または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- （2）受託者は前項の行為について受益者に通知する義務を負わないものとします。
- （3）第1項の定めにかかわらず、受託者は同項の競合行為が法令に違反する場合には、これを行わないものとします。

第10条（元本補てん・利益補足）

受託者は、運用対象資産の市場価格の変動、運用先の信用状況悪化等により、信託元本に万一欠損が生じた場合の元本の補てんおよび利益の補足は行いません。

第11条（予定配当率）

- （1）本信託の予定配当率は、以下のとおりとします。
- ①受益権（ベビーファンド）の予定配当率は、当該受益権に関する本信託にかかる募集要項に記載のとおりです。なお、この信託約款にもとづいて当該受益権に関する本信託の引受けをなす場合、受託者は、金融情勢等を勘案の上、当該信託の期間等に応じて当該受益権の予定配当率を決定し、募集要項に記載するものとします。
- ②受益権（その他ベビーファンド）の予定配当率は、当該受益権に関する本信託にかかる募集要項に記載のとおりです。なお、この信託約款にもとづいて当該受益権に関する本信託の引受けをなす場合、受託者は、金融情勢等を勘案の上、当該信託の期間等に応じて当該受益権の予定配当率を決定し、募集要項に記載するものとします。
- （2）本信託の予定配当率は、前項の定めにもとづき決定した率を本信託の信託期間中を通じて適用します。ただし、本信託の信託期間の延長及び満期日の変更がなされている場合には、継続日に前項第1号の定めにもとづき決定した予定配当率が、継続日以降、当該変更後の満期日前日まで適用されるものとします。以下の条項において、本項の規定にもとづき各時点において本信託に適用される予定配当率を「適用予定配当率」といいます。なお、各受益者に分配する配当金の額は第15条、第20条または第22条に定める方法により計算します。適用予定配当率は、それによる配当金の支払を受託者が保証するものではありません。

第12条（租税・事務費用）

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用を、合同運用財産の中から支払います。

第13条（決算日および最終決算日）

本信託は、毎年6月および12月の各15日（営業日でない場合は翌営業日とします。）を決算日とし、満期日および第22条に定める清算日を最終決算日とします。受託者は、決算日（満期日も含みます。）において、第15条に定める方法により信託の計算を行い、第22条に定める清算日において、同条に定める方法により信託の計算を行います。

第14条（利益剰余金の留保）

受託者は、原則として、次条に従い、利益剰余金を分配するものとします。ただし、受託者は配当金の支払いに備えるため、次回決算日までには発生が見込まれる配当金の合計額の範囲内で、利益剰余金を留保することができます。各決算日に積み立てる利益剰余金の金額は受託者所定の方法で計算するものとします。

第15条（信託の計算および配当金の分配）

- （1）前回決算日の翌日（ただし、初回の決算日の場合は信託契約日とします。以下本条において同じ。）から当該決算日までの期間（以下「計算期間」とします。）に、合同運用財産に関して受領した配当金、利子、手数料およびこれらに類する収益ならびに合同運用財産にかかる売却益（償還益および清算益を含みます。）その他の収益および前回決算日に留保された利益剰余金の各金額の合計額から、当該計算期間に合同運用財産から支払った第12条に定める租税・事務費用およびこれらに類する費用ならびに合同運用財産にかかる売却損（償還損および清算損を含みます。）、その他の費用（コミットメントライン契約にかかる利息を含みます。）や損失の各金額の合計額を控除した合同運用財産の収益の残額は、決算日に次の順序により処理します。
- ①前期から繰り越された損失（以下「繰越損失」とします。）および合同運用財産につき生じた損失があるときは、その損失に充当します。
- ②合同運用財産に属するそれぞれの信託元本および本貸付契約にもとづく借入金元本の残高の合計額に対して、次条に定める信託報酬率を乗じて計算される信託報酬（ただし、1円未満の端数は切り捨てます。）を当該決算日以降に収受します。
- ③前条に従い、利益剰余金を留保します。
- ④前各号の処理をした後の収益の残額（以下本条において「分配可能額」とします。）は、合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者（受益権（その他ベビーファンド）にかかる受益者については、当該受益権（その他ベビーファンド）にかかる募集要項に記載の配当交付日（以下「配当交付日」とします。）が決算日と同じ場合に限り、以下本条において同じ。）に対する配当金（第20条に従い支払うべき配当金を含みます。）の分配および本貸付契約にもとづく各貸付人に対する利息として支払われます。
- ⑤第1号の処理の結果、信託の損失（以下「信託損失」とします。）が発生したときは、次期に繰り越すものとします。
- （2）第1項第4号の各受益者に対して分配される配当金および各貸付人に対して支払われる利息の計算に当たっては、まず合同運用財産についての分配可能額を確定し、その分配可能額から、決算日に支払うべき各受益権（受益権（その他ベビーファンド）については、配当交付日が決算日と同じ場合に限り、以下本条において同じ。）の予定配当額（前回決算日から当該決算日の前日までの期間の日数（ただし、各受益者に関する初回の決算日の場合は当該受益者に関する信託契約日から当該決算日の前日までの日数とし、受益権（ベビーファンド）については各受益者に関する継続日後の初回の決算日の場合は当該継続日から当該決算日の前日までの日数とします。）、適用予定配当率および当該決算日の前日における信託元本の残高にもとづき受託者所定の方法により計算される額。以下同じ。）および決算日に支払うべき本貸付契約にもとづく利息額を支払います。ただし、分配可能額が各受益者の予定配当額および本貸付契約にもとづく利息額の合計額を下回る場合は、分配可能額を各受益権の予定配当額および各貸付人の利息額で按分比例して分配します（各受益者および各貸付人への分配額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てます。）。
- （3）受託者は、前各項にもとづき各受益者に対する配当金および各貸付人に対する利息の額を計算し、当該決算日以降に、あらかじめ受益者および貸付人の指定した方法により、金銭で交付します。

- (4) 受託者は、前各項の処理をした後の合同運用財産に属する金銭の残額（ただし、前各項の処理をした後の合同運用財産についての分配可能額の残額を上限とします。）を、当該決算日以降に信託報酬として収受します。

第16条（信託報酬率）

本信託の信託報酬は、第15条第1項、同条第4項、第22条第2項および同条第4項（第20条第14項にて準用する場合を含みます。）に従ってのみ収受されるものとします。また、第15条第1項および第22条第2項に規定する信託報酬率は、それぞれ同各項に定められる分配可能額と合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者ごとに計算される予定配当額および各貸付人に対する利息の額の合計額と同額となるよう決定されます。ただし、かかる信託報酬率は年3%を上限、年0.01%を下限とします。

第17条（信託の終了事由）

- (1) 本信託は、次の各号に掲げる事由により終了します。
- ①第4条に定める信託期間の満了
 - ②第19条第1項ただし書きに定める全部解約
 - ③第26条第3項に定める解約
 - ④第22条第1項に定める受託者による強制終了
 - ⑤第18条に従った解約
- (2) 本信託が終了したときは、受託者は最終の計算を行い、受益者に承認を求めるものとします。この場合は最終決算日前に既に受益者あてに報告した各計算期間についての報告を省略できるものとします。なお、受託者が受益者に対し承認を求めた日から1ヶ月以内に受益者が異議を述べなかったときは、当該計算を承認したものとみなします。

第17条の2（マネー・ローンダリング等にかかる取引の制限）

- (1) 受託者は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者または受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、追加信託および本信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、受託者がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、追加信託および本信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前二項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと受託者が認める場合、受託者は当該取引の制限を解除します。

第18条（反社会的勢力、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除）

受託者は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、本信託の全部の解約ができるものとします。

- ①委託者が申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②委託者、受益者、委託者または受益者の代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます。以下同じ。）、同意者、信託監督人、信託管理人、その他本信託の関係者が、次のいずれかに該当すると認められる場合
- A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D 暴力団準構成員
 - E 暴力団関係企業
 - F 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G その他上記AないしFに準ずる者
 - H 上記AないしGに該当する者（以下「暴力団員等」とします。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - I 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - J 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - K 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - L 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ③委託者、受益者、委託者または受益者の代理人、同意者、信託監督人、信託管理人、その他本信託の関係者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いて受託者の信用を毀損し、または受託者の業務を妨害する行為
 - E その他上記AないしDに準ずる行為
- ④本信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

第19条（解約）

- (1) この信託約款に定めのある場合のほかは、本信託は、満期日より前に解約できません。ただし、委託者（ベビーファンド）は、ベビーファンドが解約された場合および受益権（ベビーファンド）に関する信託契約が終了した場合（受益権（ベビーファンド）にかかる委託者の死亡による終了に限る。）には、受益権（ベビーファンド）にかかる本信託の全部または一部を解約でき、委託者（その他ベビーファンド）は、その他ベビーファンドが解約された場合には、受益権（その他ベビーファンド）にかかる本信託の全部または一部を解約できます。また、受託者は、本信託の全部または一部が解約された場合には、本貸付契約にもとづく借入金の全部または一部について、本貸付契約の規定に従い期限前弁済をするものとします。

- (2) 受託者は、①ベビーファンドにかかる受益者による解約の申し出に委託者（ベビーファンド）が応じたことによるベビーファンドの解約、②前条に相当する規定にもとづく委託者（ベビーファンド）によるベビーファンドの解約、または③前条に相当する規定にもとづく委託者（その他ベビーファンド）によるその他ベビーファンドの解約を理由とする、第1項ただし書きにもとづく本信託の解約にあたっては、本信託の全部または一部を解約する日（以下「解約日」とします。）において解約される信託元本の額（以下「解約元本金額」とします。）、および解約日までに当該委託者（ベビーファンド）に対して支払済みの配当金（疑義を避けるために付言すると、解約日において支払が予定される配当金を含みます。）の合計額（以下「解約調整金」とします。）について、第20条第3項および第4項に従って処理します。

第20条（信託財産の交付等）

- (1) 第17条第1項第1号により受益権（ベビーファンド）にかかる本信託が終了した場合、①前回決算日（ただし、本信託の初回の決算日までに本信託が終了した場合は信託契約日とし、本信託の継続日後の初回の決算日までに本信託が終了した場合は継続日とします。以下本条において同じ。）から満期日前日までの日数、適用予定配当率および満期日前日における信託元本の額にもとづき受託者所定の方法により満期日に支払うべき予定配当金の額を計算し、信託元本とともに、合同運用財産に属する金銭の中から、満期日以降に、あらかじめ受益者が指定した口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付するとともに、②本貸付契約にもとづき満期日に支払うべき利息の額を計算し、借入金元本とともに、合同運用財産に属する金銭の中から、満期日以降に、あらかじめ貸付人が指定した口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付します。
- (2) 第17条第1項第1号により受益権（その他ベビーファンド）にかかる本信託が終了した場合、①前回配当交付日（ただし、本信託の初回の配当交付日までに本信託が終了した場合は信託契約日とします。以下本条において同じ。）から満期日前日までの日数、適用予定配当率および満期日前日における信託元本の額にもとづき受託者所定の方法により満期日に支払うべき予定配当金の額を計算し、信託元本とともに、合同運用財産に属する金銭の中から、満期日以降に、あらかじめ受益者が指定した口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付するとともに、②本貸付契約にもとづき満期日に支払うべき利息の額を計算し、借入金元本とともに、合同運用財産に属する金銭の中から、満期日以降に、あらかじめ貸付人が指定した口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付します。
- (3) 前条第1項ただし書きにもとづき受益権（ベビーファンド）にかかる本信託の全部または一部の解約がなされた場合、①前条第2項①または②を理由とする解約の場合には、(i)前回決算日から解約日前日までの日数、適用予定配当率および解約元本金額にもとづき受託者所定の方法により計算した解約日に支払うべき予定配当金の額と解約元本金額の合計額から、前条第2項に定める解約調整金を差し引いた後の残額を、合同運用財産に属する金銭の中から、解約日以降に、あらかじめ受益者が指定した口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付するとともに、(ii)本貸付契約にもとづき前条第1項ただし書きに定める期限前弁済をすべき金額を、合同運用財産に属する金銭の中から、解約日以降に、あらかじめ貸付人が指定した口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付し、②前条第2項①または②以外を理由とする解約の場合には、(i)前回決算日から解約日前日までの日数、適用予定配当率および解約元本金額にもとづき受託者所定の方法により解約日に支払うべき予定配当金の額を計算し、信託元本とともに、合同運用財産に属する金銭の中から、解約日以降に、あらかじめ受益者が指定した口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付するとともに、(ii)本貸付契約にもとづき前条第1項ただし書きに定める期限前弁済をすべき金額を、合同運用財産に属する金銭の中から、解約日以降に、あらかじめ貸付人が指定した口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付します。
- (4) 前条第1項ただし書きにもとづき受益権（その他ベビーファンド）にかかる本信託の全部または一部の解約がなされた場合、①前条第2項③を理由とする解約の場合には、(i)前回配当交付日から解約日前日までの日数、適用予定配当率および解約元本金額にもとづき受託者所定の方法により計算した解約日に支払うべき予定配当金の額と解約元本金額の合計額から、前条第2項に定める解約調整金を差し引いた後の残額を、合同運用財産に属する金銭の中から、解約日以降に、あらかじめ受益者が指定した口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付するとともに、(ii)本貸付契約にもとづき前条第1項ただし書きに定める期限前弁済をすべき金額を、合同運用財産に属する金銭の中から、解約日以降に、あらかじめ貸付人が指定した口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付し、②前条第2項③以外を理由とする解約の場合には、(i)前回配当交付日から解約日前日までの日数、適用予定配当率および解約元本金額にもとづき受託者所定の方法により解約日に支払うべき予定配当金の額を計算し、信託元本とともに、合同運用財産に属する金銭の中から、解約日以降に、あらかじめ受益者が指定した口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付するとともに、(ii)本貸付契約にもとづき前条第1項ただし書きに定める期限前弁済をすべき金額を、合同運用財産に属する金銭の中から、解約日以降に、あらかじめ貸付人が指定した口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付します。
- (5) 第17条第1項第3号により受益権（ベビーファンド）にかかる本信託が終了した場合、①前回決算日から解約の申込みに応じて受託者の定める解約の計算を行う日（以下「解約計算日」とします。）の前日までの日数、適用予定配当率および解約計算日前日における信託元本の額にもとづき受託者所定の方法により解約計算日に支払うべき予定配当金の額を計算し、信託元本とともに、合同運用財産に属する金銭の中から、解約計算日以降に、あらかじめ受益者が指定した口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付するとともに、②本貸付契約にもとづき解約計算日に支払うべき利息の額を計算し、借入金元本とともに、合同運用財産に属する金銭の中から、解約計算日以降に、あらかじめ貸付人が指定した口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付します。
- (6) 第17条第1項第3号により受益権（その他ベビーファンド）にかかる本信託が終了した場合、①前回配当交付日から解約計算日前日までの日数、適用予定配当率および解約計算日前日における信託元本の額にもとづき受託者所定の方法により解約計算日に支払うべき予定配当金の額を計算し、信託元本の交付とともに、合同運用財産に属する金銭の中から、解約計算日以降に、あらかじめ受益者が指定した口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付するとともに、②本貸付契約にもとづき解約計算日に支払うべき利息の額を計算し、借入金元本とともに、合同運用財産に属する金銭の中から、解約計算日以降に、あらかじめ貸付人が指定した口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付します。
- (7) 第17条第1項第5号により受益権（ベビーファンド）にかかる本信託が終了した場合、①前回決算日から解約を実施する日（以下「解約実施日」とします。）の前日までの日数、適用予定配当率および解約実施日前日における信託元本の額にもとづき受託者所定の方法により計算した予定配当金の額と信託元本の合計額から、前条第2項の「解約日」を「解約実施日」と読み替えた上で、前条第2項の規定を準用して計算する解約調整金を差し引いた後の残額を、解約実施日以降に、あらかじめ受益者の指定する口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付するとともに、②本貸付契約にもとづき解約実施日に支払うべき利息の額を計算し、借入金元本とともに、合同運用財産に属する金銭の中から、解約実施日以降に、あらかじめ貸付人が指定した口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付します。

- (8) 第17条第1項第5号により受益権（その他ペーパーファンド）にかかる本信託が終了した場合、①前回配当交付日から解約実施日の前日までの日数、適用予定配当率および解約実施日前日における信託元本の額にもとづき受託者所定の方法により計算した予定配当金の額と信託元本の合計額から、前条第2項の「解約日」を「解約実施日」と読み替えた上で、前条第2項の規定を準用して計算する解約調整金を差し引いた後の残額を、解約実施日以降に、あらかじめ受益者の指定する口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付するとともに、②本貸付契約にもとづき解約実施日に支払うべき利息の額を計算し、借入金元本とともに、合同運用財産に属する金銭の中から、解約実施日以降に、あらかじめ貸付人が指定した口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付します。
- (9) (削除)
- (10) 受益権（その他ペーパーファンド）にかかる本信託について、配当交付日が決算日と異なる場合、前回配当交付日から配当交付日前日までの日数、適用予定配当率および配当交付日前日における信託元本の額にもとづき受託者所定の方法により配当交付日に支払うべき予定配当金の額を計算し、合同運用財産に属する金銭の中から、配当交付日以降に、あらかじめ受益者が指定する口座に送金する方法により、受託者が金銭で交付します。
- (11) 前各項の受益者に対する信託元本の交付および貸付人に対する借入金元本の支払については、合同運用財産に属する金銭からなされるものとします。
- (12) 前各項において受益者に支払われる信託元本および配当金ならびに貸付人に支払われる借入金元本および利息については、満期日、配当交付日、解約日、解約計算日、解約実施日または継続日以降、付利は行いません。
- (13) この信託約款において同順位で支払うべき金銭が複数存在するときは、支払うべき金額に応じて按分して支払い、1円未満の端数は切り捨てるものとします。
- (14) 前各項の規定にかかわらず、第17条第1項各号（第4号を除きます。）により合同運用財産に関するすべての本信託が終了した場合、第22条第1項第1号第三文の「なお、本号にもとづき、通知を発信した日から」、「第17条第1項各号（第4号を除きます。）により合同運用財産に関するすべての本信託が終了した日から」と読み替えた上で、第22条（第1項柱書ならびに同項第1号第一文および第二文を除きます。）の規定を準用するものとします。
- (15) 前各項の規定にかかわらず、コミットメントライン契約にもとづき、コミットメントライン契約における元本の返済期日が到来した場合（受託者がコミットメントライン契約にもとづく期限の利益を喪失した場合を含みます。）は、受託者は、コミットメントライン契約に従い、当該日の合同運用財産に属する金銭（当該日において本条第1項ないし第10項にもとづく信託財産の交付及び借入金元本の返済が行われる場合には、当該信託財産の交付及び借入金元本の返済前の合同運用財産に属する金銭とします。）から、コミットメントライン契約にもとづき支払うべき元本、経過利息及び遅延損害金並びに受託者が支払うべき未払の費用（もしあれば）をコミットメントライン契約における貸付人に金銭で交付します。

第21条（支払停止）

前条にかかわらず、次の各号に掲げる事由（以下「支払停止事由」とします。）が生じた場合、受託者は、支払停止事由が発生した翌日以降、第15条および前条に定める合同運用財産の交付（第19条第2項に従い前条第3項および第4項にもとづき行われる合同運用財産の交付を含みます。）を行いません（以下「支払停止」とします。）。なお、支払停止事由が解消し、受託者が次条に定める強制終了を行う必要がないと認めたときは、支払停止を解除することがあります。

- ① 決算日において、第15条第1項第5号に定める信託損失が発生したとき、保有するすべての運用対象資産が償還もしくは換金されたとき、またはすべての運用対象資産にかかる信託が終了したとき
- ② 計算期間において、信託損失が発生すること、保有するすべての運用対象資産が償還もしくは換金されること、またはすべての運用対象資産にかかる信託が終了することが明らかであると受託者が認めたとき
- ③ 決算日において、予定配当額の交付に支障をきたし、または支障をきたすことが明らかであり、爾後においても、予定配当額の交付に支障をきたす状況が継続すると受託者が認めたとき
- ④ 第20条各項の信託財産の交付に支障をきたしたとき、または支障をきたすことが明らかであると受託者が認めたとき
- ⑤ 受託者について支払の停止または破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続の開始の申立てがあったとき
- ⑥ 合同運用財産の総額が30億円を下回り、その運用に支障をきたしたとき、または支障をきたすことが明らかであると受託者が認めたとき
- ⑦ コミットメントライン契約に従って受託者がイオン銀行に請求した借入れが実施できなかったとき

第22条（強制終了等）

- (1) 受託者は、前条に定める支払停止を行った場合において、必要があると認めたときは、次の各号の定めに従い、合同運用財産に関するすべての本信託を解約します（以下「強制終了」とします。）。
① 受託者は強制終了を決定したときは、速やかにその旨を知れたるすべての受益者および貸付人に書面その他の方法を持って通知します。この通知を発信した日（同日を含みません。）から10営業日後に本信託は終了します。なお、本号にもとづき、通知を発信した日から清算日（第3号に定義します。以下同じ。）（同日を含みません。）までの間、受託者は第15条にもとづく信託の計算を行いません。
② 受託者は、強制終了を決定したときは、合同運用財産に属する資産を換金処分するものとします。取引所の相場のない資産の売却にあたっては、受託者は複数の購入希望者により価額の提示を受け、そのうち最も高い価額で処分する方法等、一般に相当と認められる方法、価額をもって処分することとします。
③ 受託者は、第2号に従い、合同運用財産に属するすべての資産の換金処分が完了した日の直後に到来する15日（営業日でない場合は翌営業日とします。以下「清算日」とします。）に、次項以降の定めに従って信託の清算にかかる計算を行い、すべての受益者および貸付人に対し、信託元本および配当金ならびに借入金元本および利息を、受益者または貸付人が指定した方法により合同運用財産に属する金銭をもって交付し、または支払います。ただし、コミットメントライン契約にもとづく借入れの残借入元本のイオン銀行に対する返済は、各受益者および各貸付人への残信託元本および残借入元本の支払に優先して行い、コミットメントライン契約にもとづく借入れの未払利息のイオン銀行に対する支払も各受益者および各貸付人への配当金および未払利息の支払（本条において、各受益者の予定配当額は、第15条または第20条にもとづく当該受益者に関する配当金の計算を行った直近の決算日または配当交付日（ただし、各受益者に関する信託契約日後に第15条または第20条にもとづく当該受益者に関する配当金の計算が行われていない場合は当該信託契約日とし、受益権（ペーパーファンド）にかかる受益者について各受益者に関する継続日後に第15条にもとづく当該受益者に関する配当金の計算が行

われていない場合は当該継続日とします。) から清算日前日までの日数、適用予定配当率および清算日前日における信託元本の額にもとづき受託者所定の方法により計算される額とします。) に優先して行います。

- (2) 清算日においては、第15条にもとづく信託の計算を行った直近の決算日の翌日(ただし、信託契約日の後に第15条にもとづく信託の計算が行われていない場合は信託契約日とします。) から清算日までの期間(以下「臨時計算期間」とします。)に、合同運用財産に関して受領した配当金、利子、手数料およびこれらに類する収益ならびに合同運用財産にかかる売却益(償還益および清算益を含みます。)その他の収益および第15条にもとづく信託の計算を行った直近の決算日に留保された利益剰余金の各金額の合計額から、臨時計算期間に合同運用財産から支払った第12条に定める租税・事務費用およびこれらに類する費用ならびに合同運用財産にかかる売却損(償還損および清算損を含みます。)第20条に従い支払った配当金およびその他の費用(コミットメントライン契約にかかる利息を含みます。)や損失の各金額の合計額を控除した合同運用財産の収益の残額を、次の順序により清算日に処理します。
- ①繰越損失および信託金の運用により合同運用財産につき生じた損失があるときは、それらの損失に充当します。
 - ②合同運用財産に属するそれぞれの信託元本および本貸付契約にもとづく借入金元本の残高の合計額に対して、第16条に定める信託報酬率を乗じて計算される信託報酬(ただし、1円未満の端数は切り捨てます。)を収受します。
 - ③前各号の処理を行った後の収益の残額(本条において「分配可能額」とします。)から、(i)分配可能額が各受益者ごとに計算される予定配当額および本貸付契約にもとづき各貸付人ごとに計算される利息額の合計額と同額または超過する場合は、各受益者に対する配当金および各貸付人に対する利息として、各受益者ごとに計算される予定配当額および各貸付人ごとに計算される利息を支払うものとし、(ii)分配可能額が各受益者ごとに計算される予定配当額および本貸付契約にもとづき各貸付人ごとに計算される利息額の合計額に満たない場合は、各受益者に対する配当金および各貸付人ごとに計算される利息として、各受益者ごとに計算される予定配当額および本貸付契約にもとづき各貸付人ごとに計算される利息額で按分比例して分配する(各受益者への分配額および各貸付人への利息額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てます。)ものとします。
- (3) 清算日において、受託者は、前号の処理をした後の合同運用財産に属する金銭の残額から、各受益者の残信託元本および各貸付人の残借入金元本の支払を行います。なお、当該支払に不足が生じる場合は、各受益者の残信託元本および各貸付人の残借入金元本で按分比例して支払います(各受益者および各貸付人への支払額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てます。)
- (4) 受託者は、前各項の処理をした後の合同運用財産に属する金銭の残額を、清算日において、信託報酬として収受します。
- (5) 本条の定めに従い、合同運用財産に属するすべての資産を換金処分し受益者に交付したときに、信託の清算が終了します。

第23条(受益者への報告事項)

- (1) 受託者は、次の各号に掲げる書面について、それぞれ受益者に交付するものとします。ただし、受託者は、受益者が、兼営法施行規則第13条第1項第1号に定める適格機関投資家等に該当する場合であって、書面または電磁的方法により受益者からあらかじめ次の各号に掲げる書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、兼営法施行規則に定めるその他の要件を充足する場合には、次の各号に掲げる書面を交付しないことができるものとします。
- ①兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第27条第1項に定める信託財産状況報告書
 - ②兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第29条第3項に従い信託財産と受託者の銀行勘定、受託者の利害関係人、第8条第1項に定める委託先または他の信託財産との取引の状況を記載した書面および信託法第31条第1項各号に定める行為についての重要な事実を記載した書面
- (2) 受託者は、前項第1号の書面交付により、信託法第37条第3項の報告に代えるものとします。ただし、受託者は、第1項ただし書きにより第1項第1号の書面交付を行わない場合には、信託法第37条第3項の報告を行わないことができるものとします。
- (3) 受託者は、第1項第2号の書面交付により、信託法第31条第3項の通知に代えるものとします。ただし、受託者は、第1項ただし書きにより第1項第2号の書面交付を行わない場合には、信託法第31条第3項の通知を行わないことができるものとします。
- (4) 受益者は、信託財産状況報告書の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- (5) 受託者は、この信託約款に定めのあるもののほかは、受益者への通知を行わないものとします。ただし、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令に違反するものについてはこの限りではありません。
- (6) 受託者は、一の受益者から他の受益者の氏名または名称、および住所ならびに他の受益者が有する受益権の内容を開示するよう請求を受けた場合であっても、当該事項の開示は要しないものとします。

第24条(善管注意義務)

- (1) 受託者は、本信託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行する限り、原因の如何にかかわらず、信託財産について生じた一切の損害について責任を負いません。
- (2) 受託者がこの信託約款や法令にもとづく任務を怠った場合において、信託財産に損失が生じたことにかかる措置については、信託財産に対し金銭によるてん補の方法により行うものとします。
- (3) 前項の場合において、信託財産に変更が生じたことにかかる措置について、原状回復が適当であると受託者が判断する場合は、この信託約款の信託目的に則し受託者が合理的と考える原状回復の方法により行うものとします。ただし、原状回復が適当でないと受託者が認める場合は、この限りではありません。

第25条(権利の消滅)

第15条、第20条および第22条に定める信託財産の交付が、受託者の責に帰さない事由によって出来ない場合で、受益者が本信託の終了した日の後10年間受託者に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、当該信託財産は受託者に帰属します。

第26条(信託約款の変更)

- (1) 受託者は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得てまたは委託者および受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できます。
- (2) 受託者は、金融庁長官の認可を得てこの信託約款を変更しようとするときは、変更の内容および変更について異議のある委託者または受益者は一定期間内(1ヶ月以上とします。)にその異議を述べるべき旨を公告します。
- (3) 受託者は、前項の期間内に委託者または受益者が異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合には、第19条の規定にかかわらず、本信託の全部の解約手続を行うことができます(受益者が受託者に対し

受益権の買取請求を行った場合にも、かかる解約手続をもってこれに替えるものとします。）。

（４）この信託約款は、前各項に掲げる以外の方法による変更はできません。

第 27 条（受託者の公告の方法）

受託者がこの信託約款の変更等の公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。

第 28 条（受託者の変更等）

（１）受益者は、信託法第 58 条第 4 項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

（２）委託者は、この信託約款に定めるものを除き、この信託に関して何ら権利を有しないものとします。

（３）この信託約款に定めのある委託者の地位および権利は、委託者に専属します。

第 29 条（譲渡・質入・分割の禁止）

（１）本信託の受益権は、譲渡または質入することはできません。

（２）本信託の受益権は、分割することができません。

第 30 条（法令の適用）

（１）この信託約款に定めのない事項については、信託法その他の法令の規定に従うものとします。

（２）法令改正により、この信託約款に定める引用条文の項番等の変更が生じたときは、相当する改正後の法条が適用されるものとします。

以 上